



福岡県医発第 2837 号（地）

平成 26 年 3 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

電子マニフェストシステム利用料金に改定について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきまして、公益社団法人日本産業廃棄物処理振興センターより別紙のとおり日本医師会を通じて周知依頼がありました。

電子マニフェストにつきましては、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって様々なメリットがありながら、普及率は約 30%（平成 24 年度末）にとどまっております。そこで、環境省では平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの普及率が平成 28 年度に 50% まで拡大することを目標に掲げられたことを踏まえ、平成 25 年 10 月 7 日付けで「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」が策定されました。

本件は、ロードマップに関連して電子マニフェストを加入促進する観点から、本年 1 月より電子マニフェストシステム利用料金の加入料を廃止したことについて周知を依頼するものです。また、システム利用料金は、本年 4 月の消費税率の引上げに伴い、4 月 1 日より新税率（8%）を適用するとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

(地I 234)

平成 26 年 2 月 25 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

葉 梨 之 結



電子マニフェストシステム利用料金の改定について

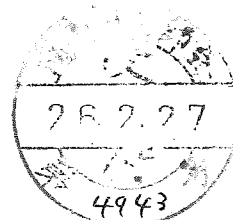
時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、日本産業廃棄物処理振興センターより本会宛に「電子マニフェストシステム利用料金の改定について」の文書が届くとともに、その周知につき依頼がありました。

電子マニフェストにつきましては、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって様々なメリットがありながら、普及率は約30%（平成24年度末）にとどまることから、環境省では平成25年10月7日付で「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」の策定がなされております。

本件は、ロードマップに関連して電子マニフェストを加入促進する観点から、本年1月より電子マニフェストシステム利用料金の加入料を廃止したことについて周知を依頼するものです。また、システム利用料金は、消費税率の引上げに伴い、本年4月1日より新税率（8%）を適用するとのことであります。

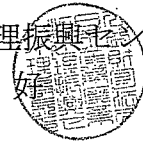
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



日廃振セ発第 589 号
平成 25 年 12 月 19 日

公益社団法人 日本医師会 御中

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 岡澤 和 好



電子マニフェストシステム利用料金の改定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業推進につきましては、日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、電子マニフェストの加入促進の観点から平成 26 年 1 月 1 日に電子マニフェストシステム利用料金の加入料を廃止することといたしました。

また、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率改正に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率（8%）を適用することといたしました。

つきましては、関係者への周知方ご協力賜りますようお願い申し上げます。

[添付資料]

1. 電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表
2. 料金改定のお知らせ
3. 消費税率の引き上げに伴う料金変更について

[掲載ホームページ URL]

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/payment/index.html>

[問合せ先]

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部 須賀、鶴島
電話. 03-5275-7113

電子マニフェスト

加入料廃止のお知らせ

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップが平成25年10月に公表され、その達成目標は「平成28年度において電子マニフェスト普及率（利用割合）を50%」とされており、電子マニフェストについて一層の普及拡大が求められています。

この度、普及をさらに加速させるため、平成26年1月1日より料金を改定し、加入料を廃止することといたしました。

●適用日：平成26年1月1日

●料金改定の内容：加入料 3,150 円 ⇒ 廃止

自然にやさしいネットワーク



＜お問合せ＞

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 業務推進部

TEL：0800-800-9023(通話料無料)

FAX：03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェスト利用料金

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(税込)

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金 (C料金)
加入料 (加入時のみ)	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止
基本料 (1年間)	25,200 円	2,100 円	不要
使用料 (登録情報1件につき)	10.5 円	(66 件まで無料) 31.5 円	31.5 円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200 件以上	1,199 件まで	—

【収集運搬業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入(複数加入も可) (税込)

利用区分	収集運搬業者
加入料 (加入時のみ)	⇒ 廃止
基本料 (1年間)	12,600 円

【処分業者】

処分業者の加入単位：処分事業場単位。(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

(税込)

利用区分	処分業者				
	①処分報告機能のみ	②処分報告機能＋2次登録機能		③2次登録機能のみ	
		A料金	B料金	A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止
基本料 (1年間)	12,600 円	25,200 円	12,600 円	25,200 円	2,100 円
使用料 (登録情報1件につき)	—	10.5 円	(66 件まで無料) 31.5 円	10.5 円	(66 件まで無料) 31.5 円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	700 件以上	699 件まで	1,200 件以上	1,199 件まで

※基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。(B料金の方は、無料登録件数も異なります) 詳細はJWNETホームページをご覧ください。

消費税率の引上げに伴う料金変更について(平成 26 年 4 月 1 日適用)

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率改正(引き上げ)に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率(8%)を適用し、以下のとおり変更いたします。

平成 26 年 4 月 1 日適用

電子マニフェストシステム利用料金表 (税込み)

●排出事業者		変更前	変更後
A料金	基本料/年	25,200 円	25,920 円
	使用料/件	10.5 円	10.8 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 1,200 件以上	年間 1,200 件以上
B料金	基本料/年	2,100 円	2,160 円
	使用料/件	66 件まで無料 31.5 円	66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 1,199 件まで	年間 1,199 件まで
団体加入 (C 料金)	基本料/年	—	—
	使用料/件	31.5 円	32.4 円
●収集運搬業者		変更前	変更後
収集運搬業者	基本料/年	12,600 円	12,960 円
	使用料/件	—	—
●処分業者		変更前	変更後
報告機能	基本料/年	12,600 円	12,960 円
	使用料/件	—	—
報告機能 + 2 次登録 A料金	基本料/年	25,200 円	25,920 円
	使用料/件	10.5 円	10.8 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 700 件以上	年間 700 件以上
報告機能 + 2 次登録 B 料金	基本料/年	12,600 円	12,960 円
	使用料/件	66 件まで無料 31.5 円	66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 699 件まで	年間 699 件まで

【基本料】…年 1 回(毎年)

【使用料】…マニフェスト登録件数 1 件(件数ごと)

電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表

(現行)

別表 1 利用料金表

(単位：円) (税込)

加入区分	電子情報処理組織 使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1 次登録		報告	報告	報告・2 次登録	
料金区分	A 料金	B 料金			A 料金	B 料金
加入料	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
基本料(年額)	25,200	2,100	12,600	12,600	25,200	12,600
使用料(単価)	10.5	31.5	0	0	10.5	31.5

(注 1) (略)

(注 2) 加入料 : 加入時のみ収受する料金。

なお、電子情報処理組織使用事業者が、「B 料金」から「A 料金」に
区分変更する場合は、差額を収受する。

基本料 : (略)

使用料 : (略)

以下 (略)

(注 3～5) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

(単位：円) (税込)

利用開始日の 属する月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
・排出事業者 A ・処分業者 A	25,200	23,100	21,000	18,900	16,800	14,700	12,600	10,500	8,400	6,300	4,200	2,100
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者 B	12,600	11,550	10,500	9,450	8,400	7,350	6,300	5,250	4,200	3,150	2,100	1,050
・排出事業者 B	2,100	1,925	1,750	1,575	1,400	1,225	1,050	875	700	525	350	175

※ 「排出事業者 A」とは、別表 1 において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A 料金」、
をいう。以下同じ。

(改正後) 平成 26 年 1 月 1 日適用

別表 1 利用料金表

(単位：円) (税込)

加入区分	電子情報処理組織 使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1 次登録		報告	報告	報告・2 次登録	
料金区分	A 料金	B 料金			A 料金	B 料金
基本料(年額)	25,200	2,100	12,600	12,600	25,200	12,600
使用料(単価)	10.5	31.5	0	0	10.5	31.5

(注 1) (略)

(注 2) 削除

基本料 : (略)

使用料 : (略)

以下 (略)

(注 3～5) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表
変更なし

(改正後) 平成 26 年 4 月 1 日適用

別表 1 利用料金表

(単位：円) (税込)

加入区分	電子情報処理組織 使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1 次登録		報告	報告	報告・2 次登録	
料金区分	A 料金	B 料金			A 料金	B 料金
基本料(年額)	25,920	2,160	12,960	12,960	25,920	12,960
使用料(単価)	10.8	32.4	0	0	10.8	32.4

(注 1～5) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

(単位：円) (税込)

利用開始日の 属する月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
・排出事業者 A ・処分業者 A	<u>25,920</u>	<u>23,760</u>	<u>21,600</u>	<u>19,440</u>	<u>17,280</u>	<u>15,120</u>	<u>12,960</u>	<u>10,800</u>	<u>8,640</u>	<u>6,480</u>	<u>4,320</u>	<u>2,160</u>
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者 B	<u>12,960</u>	<u>11,880</u>	<u>10,800</u>	<u>9,720</u>	<u>8,640</u>	<u>7,560</u>	<u>6,480</u>	<u>5,400</u>	<u>4,320</u>	<u>3,240</u>	<u>2,160</u>	<u>1,080</u>
・排出事業者 B	<u>2,160</u>	<u>1,980</u>	<u>1,800</u>	<u>1,620</u>	<u>1,440</u>	<u>1,260</u>	<u>1,080</u>	<u>900</u>	<u>720</u>	<u>540</u>	<u>360</u>	<u>180</u>

※ 「排出事業者 A」とは、別表 1 において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A 料金」、をいう。以下同じ。

[本文へジャンプ](#)

環境省

- [環境省トップページへ](#)
- [トピックス](#)
- [新着情報](#)
- [報道発表](#)
- [窓口案内](#)

[ここから本文](#)
[環境省＞報道発表資料＞](#)

報道発表資料[この記事印刷する](#)

平成25年10月7日

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップの策定について(お知らせ)

今般、環境省では、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定しましたのでお知らせします。

同ロードマップは、目標達成のための取組として、産業廃棄物の排出事業者や行政機関等が電子マニフェストを活用するための方策や利便性向上のためのシステム改善等についてまとめたものであり、今後は同ロードマップに基づいて普及促進を図ります。

1. ロードマップ策定の背景

電子マニフェストは、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながることに加えて、廃棄物処理システムの透明化や不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなどのメリットがあります。その一方で、電子マニフェストは、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が加入しないと機能しないことなどから、その利用が進みにくい状況にもあります。

これまで、普及促進のための取組として、排出事業者が加入しやすい料金体系に改定してきたほか、利用者の利便性向上のためのシステム改善、操作説明会の開催などの普及啓発に努めてきましたが、平成24年度末の普及率はまだ約30%にとどまっています。

本年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画においては、電子マニフェストの普及率(利用割合)を平成28年度において50%に拡大することが目標に掲げられたことを踏まえ、今般、この目標を達成するためのロードマップを策定したものです。

2. 達成すべき目標

平成28年度において電子マニフェスト普及率(利用割合)を50%とします。

3. 目標達成のための主な取組

(1) 排出事業者の加入促進

多量排出事業者に対しては、自治体と連携した説明会の開催や、多量排出事業者の割合が高い業界団体を通じた加入促進を図ります。また、少量排出事業者に対しては、関連する業界団体と共同説明会を開催するなど業界団体を通じて加入促進を図ります。

(2) 行政機関の利用促進

国、地方公共団体等が発注する公共工事での利用促進を図るため、発注部局に対して電子マニフェストの率先的な活用を要請します。

また、国、独立行政法人、地方公共団体に対し、環境配慮契約法における産業廃棄物の処理に係る契約において、電子マニフェストの利用及び環境配慮契約を積極的に推進するように要請し、産業廃棄物の処理委託に係る入札において、電子マニフェストの加入者が有利になる環境を整備し、加入のインセンティブを高めていきます。

(3) 電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善

電子マニフェストの利便性の改善や利用者サービスの向上は加入のインセンティブを高め、利用件数の拡大を支える重要な要素となります。このため、利用者からの要望が多いものを随時システムに反映し、加入者がさらに利用しやすいシステムに改善していきます。当面は、収集運搬終了報告の利便性向上、新EDIシステムの構築、スマートフォン等に対応したシステムの開発に取り組みます。

(4) 普及促進策の充実

子マニフェストシステムの仕組みや利用のメリット等についての啓発資料を充実させ、展示会等への出展やインターネット上での広報などを行います。

また、電子マニフェストのメリットや運用方法の周知を図るための電子マニフェスト研修会やインストラクターを派遣した操作講習会を更に充実させます。

さらに、電子マニフェスト加入時の経済的負担を軽減するための普及促進キャンペーンを実施します。

添付資料

- [電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ\[PDF 1,202KB\]](#)

連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

直通 : 03-5501-3156

代表 : 03-3581-3351

課長 : 塚本 直也(内線6871)

課長補佐: 外山 洋一(内線6872)

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ

平成 25 年 10 月 7 日
環 境 省

1. ロードマップ策定の背景

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量等の情報を記載したマニフェストを処理業者に交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度である。平成 9 年の廃棄物処理法の改正により、紙製のマニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして情報処理センターを介して、ネットワーク上でやりとりすることを可能とする電子マニフェスト制度が創設された。

電子マニフェストは、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化等を図ることができるなどメリットが大きい。

その一方、利用に当たっては、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の 3 者が電子マニフェストに切り替えることで初めて機能すること、マニフェストの交付枚数の少ない排出事業者（以下「少量排出事業者」という。）や小規模の産廃処理業者にとっては、利用料金の割に導入メリットが小さいと捉えられ、導入を躊躇していること等から、その利用が進みにくい状況である。

これまでの電子マニフェストの普及促進のための取組としては、平成 24 年 4 月に少量排出事業者の利用料金の引き下げによる経済的負担の軽減を図るため、少量排出事業者が加入しやすい料金体系に改めたところである。また、利用者の改善要望を取り入れて利便性を向上させるためのシステム改善を行ったほか、排出事業者や処理業者に対して説明会を行うなどの取組を進めてきた。その結果、普及率は着実に上昇してきたものの、平成 24 年度末における普及率は約 30%にとどまっている。

こうした状況のもと、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する参議院環境委員会附帯決議（平成 24 年 6 月 18 日）において、「産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率 50%以上の数値目標を設定し、その早期達成に積極的に取り

組むこと」とされ、さらに同法案に対する衆議院環境委員会附帯決議（平成 24 年 8 月 7 日）においても「電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率 50%以上の数値目標を設定し、その早期達成に向けロードマップを速やかに作成すること」とされた。

これを受け、本年 5 月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの普及率（利用割合）を平成 28 年度において 50%に拡大することを目標に掲げたところであり、今般、この目標を達成するためのロードマップを策定したものである。

2. 達成すべき目標

平成 28 年度において電子マニフェスト普及率（利用割合）を 50%とする。

3. 目標達成のための取組

普及目標を達成するためには、新たな手法を導入した普及促進策を講じるとともに、これまで効果が高かった普及促進策を一層充実させることが必要である。併せて、電子マニフェストの利便性及びサービスの向上を図ることで、加入者が利用しやすい環境を整備する必要がある。

このため、廃棄物処理法第 13 条の 2 に基づく指定を受けた情報処理センターと連携し、以下の取組を行う。

（1）排出事業者の加入促進

普及率を上昇させるためには、加入者数の増加に重点を置いて、普及促進策を効率的に展開させる必要があるため、以下の取組を行う。

（ア）多量排出事業者に対する重点的加入促進

マニフェストの交付枚数の多い排出事業者（以下「多量排出事業者」という。）の多い都道府県や電子マニフェストの普及に熱心な自治体と連携し、説明会を開催するとともに、多量排出事業者の割合が高い建設業、製造業等の業界団体を通じて、多量排出事業者の加入促進を図る。

（イ）少量排出事業者に対する加入促進

少量排出事業者は数が多いため、各企業に対して個別にアプローチするより、業界団体を通じて、個別の事業者に加入を働きかけることが効果的である。そのため、業界団体等と共同説明会を実施するなどにより、少量排出事業者の加入促進を図る。

（2）行政機関の利用促進

国、地方公共団体等の行政機関の事務及び事業において積極的に電子マニフェストを活用することで、民間事業者における導入の契機にもなり、利用率を上昇

させることが期待できるため、関係行政機関に対して、活用の促進を図るよう働きかけを行う。

(ア) 公共工事における利用促進

国、地方公共団体等が発注する公共工事での電子マニフェストの利用を促進するため、公共工事の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等との連携を強化し、公共工事の発注部局に対し、電子マニフェストの率先的な活用を要請する。

(イ) 行政機関の産業廃棄物処理委託契約における利用促進

平成 25 年 3 月に環境配慮契約法の新たな契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が追加された。これにより、国及び独立行政法人等が産業廃棄物の処理委託契約を締結する際には、環境配慮への取組状況、電子マニフェストの加入等を含む優良産廃処理業者認定制度の優良基準への適合状況等を評価し、一定基準を満たした事業者に入札参加資格を与える裾切り方式による環境配慮契約を推進することとされ、地方公共団体も産業廃棄物の処理委託契約において環境配慮契約の推進に努めることとされた。

今後は、国、独立行政法人及び地方公共団体の入札担当部局に対し、産業廃棄物の処理に係る契約において、電子マニフェストの利用及び環境配慮契約を積極的に推進するように要請し、産業廃棄物の処理委託に係る入札において、電子マニフェストの加入者が有利になる環境を整備することで、加入のインセンティブを高めていく。

(3) 電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善

電子マニフェストの利便性の改善や利用者サービスの向上は、加入のインセンティブを高め、利用件数の拡大を支える重要な要素となる。そのため、利用者からの要望が多いものを随時システムに反映させ、加入者がさらに利用しやすいシステムに改善していく。当面は、以下のシステム改善に取り組む。

(ア) 収集運搬終了報告における利便性向上

小規模の産業廃棄物収集運搬業者の参加を促すため、収集運搬終了報告における利便性を向上させる。具体的には、収集運搬業者の情報を入力した IC カードと携帯端末機を活用することにより、収集運搬業者がシステム上で簡単かつ確実に収集運搬終了報告ができるようにする。

(イ) 新 EDI システムの構築

EDI (Electronic Data Interchange、電子データ交換) システムは、加入者と情報処理センターのサーバー間でインターネットを利用して電子マニフェスト情報の授受を行う方式であり、加入者による自由な設計でシステムを構築できるため、電子マニフェスト情報の登録等を効率的に行うことができる。

ただし、現行の EDI システムは、加入者側に情報通信のセキュリティが確保された通信網の構築と接続テスト等の実施のための専門的知識が必要となっているため、今後は、加入者側の負担を減らし、簡単に多量のマニフェスト情報の授受を行うことができる新 EDI システムの開発を進める。

(ウ) スマートフォン等に対応したシステム開発

現行の電子マニフェストシステムの大部分の機能は、近年急速に普及しているスマートフォンやタブレット端末では利用できない。そのため、今後主流となるこれらの機器でも電子マニフェストが利用できるように機能単位での見直しを図り、新機種への対応を含めた追加開発を行う。

(4) 普及促進策の充実

(ア) 啓発資料等を活用した普及啓発

電子マニフェストシステムの仕組みや利用のメリット等について、ポスターやリーフレット等を作成して啓発資料の充実を図り、展示会等への出展、産廃情報ネット等へのバナー表示等を通じて広報し、これまで講じてきた普及促進の取組を一層充実させる。また、操作や手続きに関する疑問等に回答するサポートセンター機能をさらに充実させ、利便性の向上を図る。

(イ) 電子マニフェスト研修会の実施

地方公共団体、業界団体等と連携して、電子マニフェストのメリットや運用方法の周知を図るために、産業廃棄物排出量の多い事業者等を対象に実施してきた電子マニフェスト研修会について、導入効果の高かった運用事例等の発表を行い、新規加入及び既加入者の利用促進を図る。

(ウ) 電子マニフェスト操作講習会の実施

インストラクターを派遣してこれまで全国各地で実施してきた電子マニフェストの操作講習会については、受講ニーズが高かったことから開催回数をさらに増やし、加入を検討している多くの事業者等に対して、操作を体験してもらう機会を提供する。

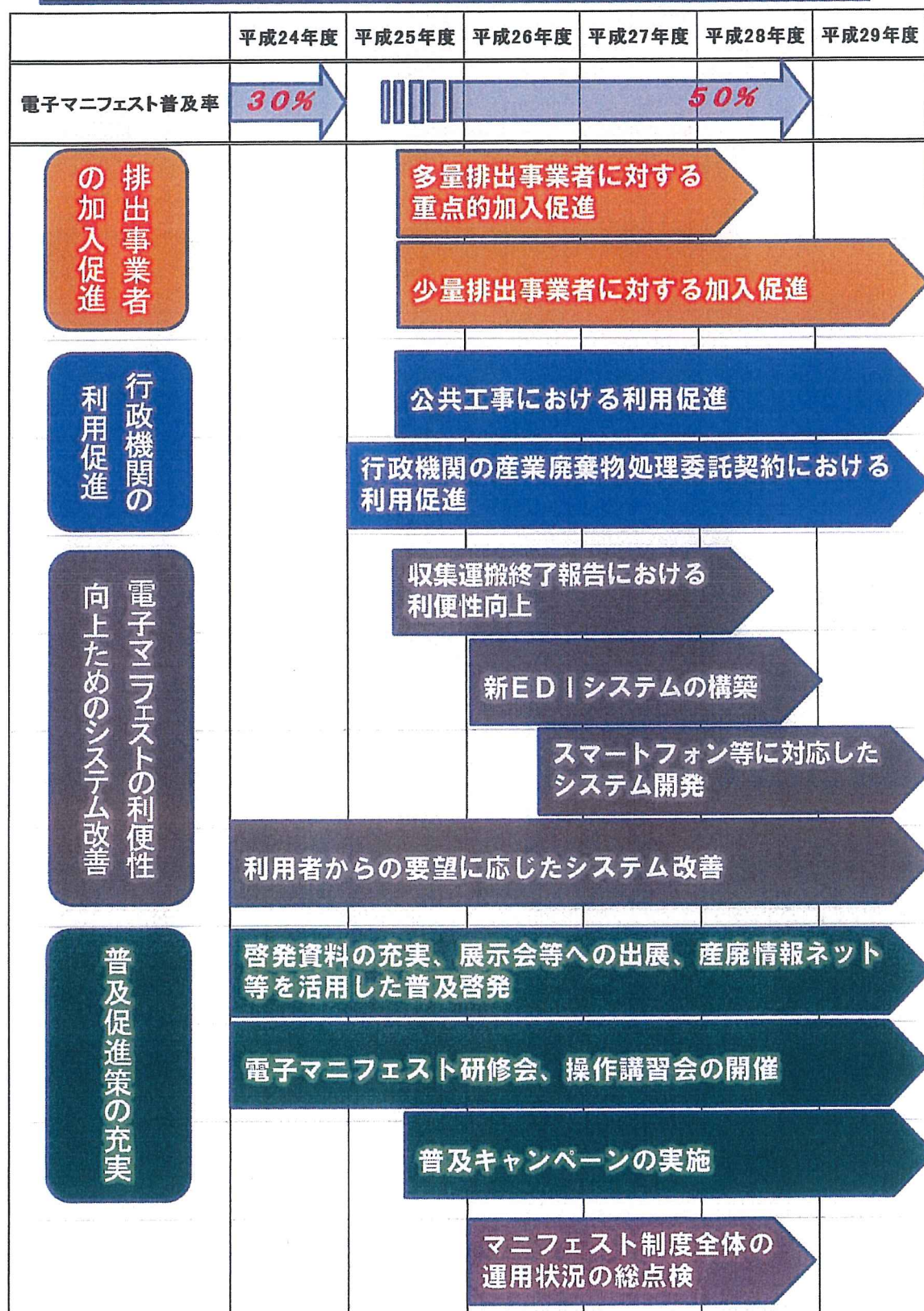
(エ) 普及キャンペーンの実施

電子マニフェストの加入に係る経済的負担の軽減は、加入促進の一助となるため、期間を限定して加入料等の免除を含む電子マニフェスト加入促進キャンペーンを実施する。

4. 進捗管理等

策定したロードマップについては、毎年度末、取組内容についての進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。また、紙・電子を問わず、マニフェスト制度全体が適切に運用されているかについて総点検を実施する。

電子マニフェスト普及拡大に向けた取り組み



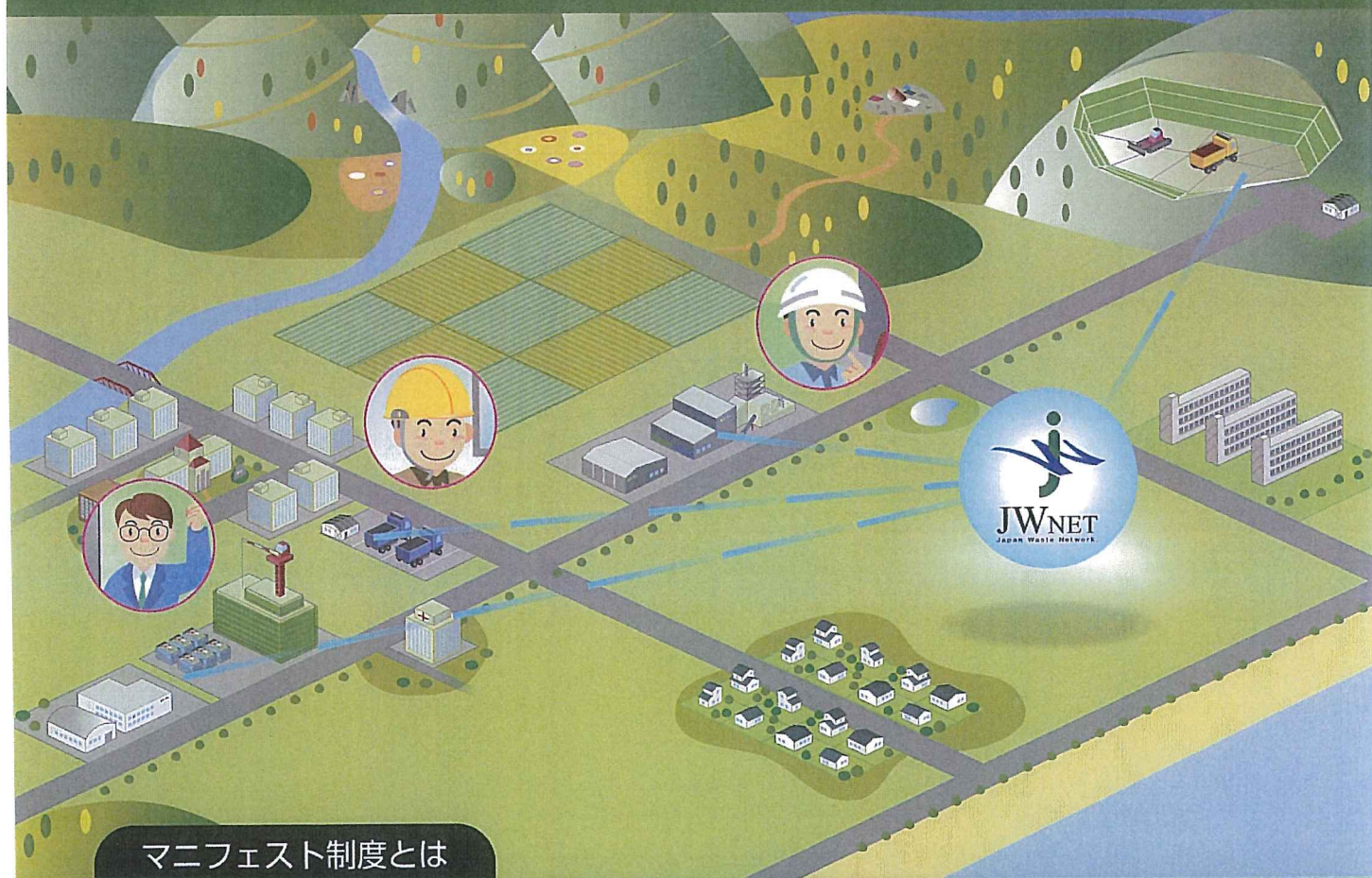


あなたの事業所の
産廃処理は適切に
行われていますか



電子の目が産廃の流れを追跡、監視する！

電子マニフェストを はじめよう



マニフェスト制度とは

産業廃棄物の処理を他者に委託する場合、適正に処理されているかを把握・管理し、排出事業者の社会的責任を果たすとともに、不法投棄を未然に防止するための制度です。



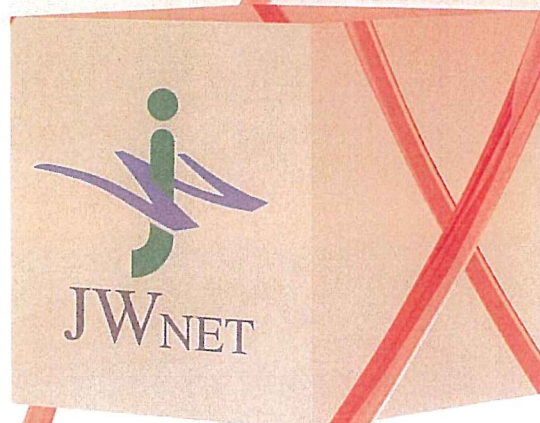
電子マニフェストが
よくわかるムービーを
ご覧いただけます。

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/e-manifesto-mov/>

電子 マニフェストシステム ガイドブック

*The Computerized Manifest System
Guide Book*

平成28年度
普及目標
50%



公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター